

本町小学校放課後キッズクラブ

本町小学校放課後キッズクラブの活動

本町小学校放課後キッズクラブは、中区が選定した法人／公益財団法人よこはまユースが運営を行っております。

2024年に創立120周年を迎える歴史有る本町小学校の中で、お部屋を借りて開設をしています。昨年の1年生では利用率が80%を超えており、毎日元気な声が響き渡っています。

活動は、キッズルームだけでなく、学校側のご理解を頂き放課後の図工室、第二音楽室、体育館、校庭など広く利用させていただいており、文化面では遊びの教室（クラフト、絵画、工作）、スポーツ面では、ドッジボールプログラム等、また、コロナの感染拡大の時期に停止していた「おでかけプログラム」についても、少しずつ再開できるよう取り組んでいます。

こういった取り組みを通して「集団遊び」「地域交流」「主体的な遊び」等が体験できるよう、日々の活動を行っています。

ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、本町小学校放課後キッズクラブ運営法人/公益財団法人よこはまユース キッズ運営課までご相談ください。

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されています。日々の利用（出席や欠席、利用時間の変更など）に関するお問い合わせ・登録内容の変更などは、直接、本町小学校放課後キッズクラブへお問い合わせください。

お問い合わせ先

◆ 本町小学校放課後キッズクラブ

電話&FAX：045-231-0601

住所：〒231-0063

横浜市中区花咲町3-86 横浜市立本町小学校内

Eメール：honcho-kids@image.ocn.ne.jp

◆ 運営法人／公益財団法人 よこはまユース キッズ運営課

電話：045-662-7646 FAX：045-662-7645

住所：〒231-0011

横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター5階

Eメール：kids-post@yokohama-youth.jp

◆ 横浜市中区こども家庭支援課

電話：045-224-8139 FAX：045-224-8159

◆2024年度の利用登録について

(1) 申込書類の提出

準備していただいた書類を添えて、期限までに放課後キッズクラブへご提出ください。

※申込書類は、2月2日（金）の学校説明会にて配布しますが、参加出来ない方には、2月2日以降、キッズクラブ開所時間（平日：放課後から19時まで、土曜日：8：30から19：00まで）に取りに来て頂ければお渡しできます。

申込期限：2024年2月24日（土）から2024年3月23日（土）まで

- すくすく【区分2A・2B】への登録を希望する方（特に4月1日からの利用を希望される方）は、できる限り早めの手続きをお願い致します。
- キッズ説明会を①2月24日（土）13：30～15：00
②2月27日（火）17：30～18：30
③3月 2日（土）13：30～15：00 の3回実施予定です。

※2月24日のキッズ説明会終了後より申込みを開始します。

※おおよその参加人数を把握するため、1ページ記載の電話・メールを利用して、説明会参加申し込みをお願いします。

(2) 新1年生の利用開始日について

新1年生の利用開始日は、登録する利用区分によって異なります。

※利用申し込み前に、必ず保険に加入してください。

わくわく【区分1】	すくすく【区分2A・2B】
<p><u>4月12日（金）から利用できます。</u> （※給食開始日）</p> <p>※わくわく【区分1】のお子さんであっても、午後4時以降の利用が見込まれる場合は、1回800円の利用料（スポット利用料）+おやつ代（1回100円）をお支払いいただくことで、4月1日からの利用が可能です。</p> <p>※給食開始までは、<u>上記スポット利用のお子さん以外のわくわく区分の方は、利用できません。</u></p>	<p><u>4月1日（月）から利用できます。</u></p> <p>※利用にあたっては、給食開始日前日までは <u>必ず、保護者の責任で送迎をお願いします。</u></p> <p>※児童の状況を把握するため、<u>事前に放課後キッズクラブ職員と面談を行います。</u></p>

(3) わくわく【区分1】の長期休業中の利用について

本町小学校放課後キッズクラブのわくわく【区分1】の長期休業中の利用時間は、以下の時間を予定しています。午前・午後、どちらかで利用することができます。

◇午前9時～午前11時 または ◇午後2時～午後4時

なお、警報発生時や夏休み中の猛暑が予想されるとき等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせいたします。

◆放課後キッズクラブからの「お願い」と「お知らせ」

● 利用について

「放課後キッズクラブ」への行き帰りは、保護者（本人）の責任となります。ご家庭でも事故、不審者等には十分に注意するようお願いください。

また、お子さんの安全を守るため、下校後、再登校して利用することは認めていません。

● 新1年生の利用日について

学校生活に慣れるまでは、お子さんの様子・体調を第一にお考えくださるようお願いいたします。

● 持ち物について

持ち物には、わかるところに必ず、記名をお願いいたします。キッズクラブ利用時は、携帯電話や現金など貴重品、おもちゃやゲームなどは持参しないでください（学校のルールに準じます）。

※学校に持ってきていけないものは、原則、キッズクラブにも持ってこないこと。

土曜日や長期休み（夏休みなど）・代休日等の正午～午後1時に利用する場合はお弁当・水筒をご持参ください。※お弁当の中味が傷まないよう保冷剤を入れる等の工夫をお願いします。なお、水筒の中身は、学校に準じて原則、水です。ジュースやスポーツドリンク類は認めていません。

● 一斉下校時刻（一人帰りができる時刻）について

下校時の児童の安全のため、日没時刻等を考慮し、「お迎えなし」でも下校できる時刻を定めています。

3月～10月	午後5時
11月～ 2月	午後4時30分

● 緊急連絡先について

児童のケガや病気など緊急時に放課後キッズクラブから連絡させていただくことがあります。利用時間帯は必ず連絡のとれる状態にしていただきますようお願いいたします。

※利用予定日に連絡なく欠席している場合（利用可否・お子さんの所在が確認できない場合）は、緊急連絡先にご連絡をさしあげます。

● 放課後キッズクラブのご利用について

キッズクラブご利用の際は、必ず、入退出システムのスケジュール表へのデータ入力をお願いいたします。当日予定変更が有る場合にはお電話・メール等にて必ずご連絡下さい。最終利用時間は午後7時までです。この時間までに必ずお越しください。万一、遅れてしまう場合は、事前にキッズクラブへお電話ください。

保護者がお迎えに来られない場合は、「キッズクラブ利用申込み」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

また、自家用車での送迎は禁止です。緊急車両の妨げや近隣のご迷惑となりますので、学校周辺道路や路肩等への駐停車・乗降をなさらないようお願いいたします。なお、やむを得ない特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。

● 「放課後キッズクラブへの連絡」と「学校への立ち入り」について

キッズクラブは学校とは別の運営です。キッズクラブへの利用申込み・欠席などの連絡事項は、直接、放課後キッズクラブへお願いいたします。

また、キッズクラブに来た後、「忘れ物をしたから、教室に取りにいったもいい？」とお子さんが

聞くことがあります。学校の施設管理上、キッズクラブ利用開始後は、原則として、学校施設（教室など）へ入ることができません。日頃から忘れ物をしないよう、お子さんとお話をしてください。

● おやつを提供時間について

本町小学校放課後キッズクラブのおやつを提供時間は、午後5時00分です。

すくすく【区分2A・2B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは、昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「学校生活管理指導票」の写しを合わせて提出してください。くわしくは、利用登録のご案内をお読みください。

● 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護の重要性をスタッフ一人ひとりが十分認識し、「横浜市個人情報の保護に関する条例」および公益財団法人よこはまユースの「個人情報取り扱い指針」に従い、適切に取り扱います。

● お子さまの写真の掲載について

毎月発行の『キッズニュース』や公益財団法人よこはまユースのホームページなどに、キッズクラブでの子どもたちの活動の様子を写真で紹介することがあります。ご家庭のご事情、方針などで写真掲載を望まれない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

広報紙『キッズニュース』について

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月20日頃に発行します。

1年生～4年生は、学級を通じて、すべてのお子さんに配布します。

5年生～6年生は、放課後キッズクラブに登録しているお子さんへのみ配布します。

※登録していないご家庭で希望される場合は、キッズルームにて配布します。

(2) 『キッズニュース』の内容

① 翌月の予定

キッズクラブの翌月の予定（イベント・活動プログラムなど）等をお知らせします。

「事前申し込み」が必要なプログラムについては、内容、申込締切日等をご確認ください。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

② 活動の様子（報告）

キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等を報告します。

③ お知らせとお願い

キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載しますので、ご確認ください。

『キッズニュース』への写真掲載について

『キッズニュース』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載します。『キッズニュース』は、キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。

***写真掲載を希望されない場合はキッズクラブへお知らせください。**

警報発表時等の対応について

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象外】
学校がある日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、<u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</u></p> <p><u>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u></p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><u>※特別警報発表時は、閉所となります。</u></p>
	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u>スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><u>※特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。</u></p>
	放課後	<p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の<u>保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p><u>※特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</u></p>
学校がない日	-	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u></p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><u>※「特別警報」発表時は閉所します。</u></p>

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能になっているかどうかを確認してください。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。